

総論

第1章 総合計画の概要

<総合計画の構成と期間>

総合計画は本市における総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されます。

◆基本構想◆

基本構想は、10年後（令和7年度）の本市が目指すまちの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像の実現に向けた基本目標を定め、市民、事業者、行政など、本市に関わる全ての人々が取り組むまちづくりの基本的な理念として、7つの政策方針を示すものです（P194 参考参照）。

期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までです。

◆基本計画◆

基本計画は、基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、中長期的な政策・施策を体系的に整理したものです。総合的かつ計画的な市政運営となるよう、基本構想で示された7つの政策方針を、それぞれ前期（5年）、後期（5年）に分け、実効性を高める役割を担います。

期間は、以下のとおりです。

- 前期基本計画：平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度）の5年間
- 後期基本計画：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

◆実施計画◆

実施計画は、基本計画に示した施策を効率的かつ効果的に実施するための事業計画書としての役割を果たします。実施計画は、社会環境の変化や財政状況に柔軟に対応するため、ローリング方式により毎年見直しを行います。

